

学 則 (同行援護従業者養成研修実施要綱)

1 開講の目的

重度の視覚障害者(児)に対する外出時の移動支援や情報提供に関する知識及び技術を修得することにより、同行援護従業者の質の向上と専門性を高め、視覚障害者に対して、より安心と安全を提供する同行援護従業者を養成する。

2 研修事業の名称

同行援護従業者養成研修

3 研修の課程

同行援護従業者養成研修課程 (一般課程・応用課程)

4 研修実施者の名称・所在地 (県内事業所の名称及び所在地)

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会
香川県高松市福岡町二丁目24番10号

5 開催期間

- 一般課程 4日
- 免除課程
 - ・盲ろう者向け通訳・介助員 4日
 - ・ガイドヘルパー 3日
- 応用課程 1日

6 年間開催回数及び開催時期 年間 1回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
							←→				

《 ←→ で時期を明示すること 》

7 研修内容

- 一般課程 講義8.5時間 講義・演習3.5時間 演習16時間
 - 免除課程
 - ・盲ろう者向け通訳・介助員 講義4時間 講義・演習3時間 演習12時間
 - ・ガイドヘルパー 講義3.5時間 講義・演習3.5時間 演習9時間
 - 応用課程 講義6時間
- 研修修了のために履修すべきカリキュラムは「別紙1」のとおりとする。

8 研修テキスト

中央法規出版(株)発行「新版 同行援護従業者養成研修テキスト」

9 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別

別紙「講師一覧表」(様式1-3)のとおり

10 研修実施場所

講義 福祉コミュニティセンター・高松 (高松市福岡町二丁目24番10号) 東館・西館
演習 福祉コミュニティセンター・高松 (高松市福岡町二丁目24番10号) 東館・西館

11 受講資格

- (1) 一般課程：同行援護サービスに従事しようとする者
- (2) 応用課程：同行援護従業者養成研修一般課程修了者又は修了予定者
- (3) 全時間受講できる者

様式 1 - 2 (第 3 条関係)

12 受講定員

一般課程 20名
免除過程 10名
応用課程 20名

13 受講者決定方法

- (1) 受講希望者は、申込書に必要事項を記入し、事務局まで提出する。
- (2) 申込締切日は、文書・ホームページ等で周知する。
- (3) 受講者は、事務局において受講決定し、結果について通知する。

14 受講料及び支払方法

一般課程 (1) 受講料 15,000 円
(2) テキスト代 実費
免除講習 (3) 受講料 5,000 円
(4) テキスト代 実費
応用課程 (5) 受講料 10,000 円
(6) テキスト代 実費
(7) 受講料及びテキスト代は、受講決定から受講開始日までに支払うものとし、テキストを配付する。

15 受講の取りやめ等の場合の授業料の取扱い方法

受講を取りやめた場合、納入された受講料は返還する。ただし、テキスト代は返還しない。

16 科目免除の取扱い《対象者・免除範囲・手続等》

- (1) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、一般課程 28 時間のうち講義 4.5 時間、講義・演習 0.5 時間、演習 4 時間の 9 時間を免除する。
- (2) 視覚障害者移動介護従業者（ガイドヘルパー）養成研修課程および視覚障害者移動支援従業者養成研修課程の修了者については、一般課程 28 時間のうち講義 5 時間、演習 7 時間の 12 時間を免除する。
- (3) 免除の取扱いに当たっては、該当する資格証明書の提出を求めるものとする。

17 研修修了の認定方法

カリキュラムの全時間を履修した者を修了と認定し、修了証明書を交付する。

18 未修了者の取扱い《補講を実施する場合はその実施方法及び受講料》

補講は実施しないものとする。

19 問合せ・申込先

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会
香川県高松市福岡町二丁目 24 番 10 号
087-806-0500

20 その他

感染症が拡大するなど、社会状況の変化により、研修開催時期の変更や、開催を中止する場合があります。